

付議第 1 号

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】の策定に関する議案

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】を別添のとおり策定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第38号に基づき、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(38) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

(案)

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】

知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校

- 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた
適切な指導及び必要な支援を行うために —

平成22年1月

高知県教育委員会

目 次

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】策定に当たって	2
I 高知県における特別支援学校の在り方についての検討の経緯	
1 高知県における特別支援学校の在り方について	3
2 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会	3
3 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会「意見のまとめ」	3
II 特別支援学校の現状と課題	
1 概 況	5
2 現状と課題	
(1) 知的障害特別支援学校	6
(2) 肢体不自由特別支援学校	7
III 特別支援学校再編計画の概要	
1 背 景	8
2 基本的な考え方	8
3 再編整備の主なねらい	8
4 再編整備の内容	8
IV 特別支援学校再編の実施計画	
1 知的障害特別支援学校の再編	9
2 肢体不自由特別支援学校の再編	10
3 再編の進行計画	10
4 第一次再編期間における県立特別支援学校の状況	11
<資料>	
資料 1 知的障害特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	12
資料 2 知的障害特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	13
資料 3 重複障害のある児童生徒の在籍率	14
資料 4 肢体不自由特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	15
資料 5 肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	16
資料 6 学校教育法等の一部を改正する法律の概要	17
資料 7 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ	18

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】策定に当たって

平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、従来の盲・聾・養護学校の制度は、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換されるとともに、特別支援学校においては、小学校、中学校及び高等学校等からの要請に応じて、在籍する障害のある児童生徒等の教育に関して助言・援助に努めることなどが明示されました。

また、平成18年12月22日に公布・施行された改正教育基本法においては、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」との規定が新設され、特別支援教育の実施が教育の憲法ともいえる教育基本法に明確に位置付けられました。

これらの法改正を受け、障害のある子どもたちへの教育は「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う」という理念のもと、特別支援教育としてさらなる充実に向けスタートをきりました。

県教育委員会では、このような国の動向を受けて本県の特別支援教育の一層の推進を図るため、平成21年1月16日に「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」を設置しました。検討委員会では、特別支援教育が推進される中で新たに生じた早急に対応しなければならない知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の課題について検討を行い、8月27日には検討委員会から「意見のまとめ」として提言をいただきました。10月29日には、この「意見のまとめ」を基に策定した高知県立特別支援学校再編計画【第一次】を素案として公表し、保護者や関係者をはじめ地域での説明会を実施するとともに、広く県民の皆さまからもご意見を募集してきました。

本再編計画は、さきの素案に対する皆さまのご意見やご提言を踏まえ、さらに検討を加え成案として策定したものであり、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づき、教育条件を整備するとともに、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を一層充実していくことを目的とした内容となっています。

高知県教育委員会においては、この再編計画に基づき、平成22年度から今後の特別支援学校を牽引する特色ある学校を目指した再編整備に着手してまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年1月

高知県教育長 中 澤 卓 史

I 高知県における特別支援学校の在り方についての検討の経緯

本県では、平成16年12月の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」を受け、平成17年度以降、二つの検討委員会を設置し、子ども一人一人のニーズに応じた教育の充実と改善に努めてまいりました。

1 高知県における特別支援学校の在り方について（H17.12「審議のまとめ」抜粋）

- 障害のある児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とする。
- 新たな学校（分校）の設置については、今後の児童生徒数の推移、地域性、専門性、同一障害の幼児児童生徒の学習集団を確保する等の観点から十分考慮したうえで判断する必要がある。
- 中山間地を多く抱え、東西に広い県土の実状等を踏まえ、幡多地域については、複数の障害に対応する学校を設置する必要がある。

2 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会（H21.1.16設置）

（目的）

高知県における特別支援教育の推進を図るため、県立特別支援学校の在り方について検討する。

（検討事項）

知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の再編に関すること。

3 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会「意見のまとめ」（H21.8.27）

【知的障害特別支援学校】

- 県中央部における知的障害のある児童生徒数の増加に伴う、山田養護学校、日高養護学校の教室数不足や校舎の狭隘化を解消し、学校規模の適正化を図るなど教育条件を改善するためには、新たな学校等の設置が必要である。
- 山田養護学校、日高養護学校に在籍する児童生徒の居住地を考慮した場合、新たな学校の設置は、県中央部及び県東部が望ましい。
- 県中央部への学校設置については、今後の知的障害教育の一層の充実を見越した長期的展望に立った学校が望ましい。
 - ・新たに設置する学校は、新設とともに既存の県有施設の活用など、同一敷地内への併設、併置の方向性についても検討する必要がある。
 - ・新たに設置する学校は、福祉就労や企業就労を見据えたキャリア教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置くなど、特色ある教育実践を取り入れる学校が望ましい。
- 東部地域への学校設置については、より身近な地域の学校で専門教育を受けたいという本人及び保護者のニーズに応えるとともに、遠距離通学に伴う保護者の負担軽減や地域における交流及び共同学習の推進を図るといった観点から、地域の学校の中への分校の設置についても検討する必要がある。

【肢体不自由特別支援学校】

- 肢体不自由教育をより充実するためには、医療や療育との連携が不可欠である。そのため、高知若草養護学校本校と子鹿園分校との統合については、児童生徒の教育的ニーズや本人及び保護者の意向を十分把握するとともに、療育福祉センターの今後の在り方を注視しながら、長期的ビジョンに立ち関係部署と緊密な連携のもと慎重に対応していく必要がある。
- 子鹿園分校については、学習集団を確保し教育効果を高めるとともに、学校機能を有効活用するため、地域からの通学生及び本校からの転校希望者を受け入れるなど、特別支援教育制度のもとで学校の役割を見直す必要がある。
- 児童生徒の障害の多様化に対応するため、理学療法士や言語聴覚士などとの連携により、教員の専門性を向上させ指導内容や支援の在り方を一層充実する必要がある。

Ⅱ 特別支援学校の現状と課題

1 概況

県内には14校の特別支援学校(県立11校、公立1校、国立1校、私立1校)が設置されており、平成21年度の幼児児童生徒の総数は、861人となっています。

【各学校の設置学部、在籍幼児児童生徒数等】

(平成21年5月1日現在)

No	障害の種類	学校名 (所在地)	在籍数					合計	寄宿舎
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科		
1	視覚障害	県立盲学校 (高知市)	2	5	1	7	13	28	○
2	聴覚障害	県立高知ろう学校(高知市)	1	8	7	9	8	33	○
3	知的障害	県立山田養護学校(香美市)	—	36	50	80	—	166	○
4	知的障害	県立日高養護学校(日高村)	—	14	48	84	—	146	○
5	知的障害	県立中村養護学校 (四万十市)	—	8	23	44	—	75	○
6	肢 体 不 自 由	県立高知若草養護学校 (高知市)	—	32	21	20	—	73	○
7		同 子鹿園分校 (高知市)	—	4	1	—	—	5	
8		同 国立高知病院分校 (高知市)	—	6	0	9	—	15	
9		同 土佐希望の家分校 (南国市)	—	5	11	8	—	24	
10	病弱	県立高知江の口養護学校 (高知市)	—	7	15	20	—	42	○
11		同 高知大学医学部附属病 院分校 (南国市)	—	3	1	—	—	4	
12	知的障害	高知市立養護学校 (高知市)	0	31	29	65	—	125	
13	知的障害	(国立)高知大学教育学部 附属特別支援学校(高知市)	—	16	18	25	—	59	
14	知的障害	(私立)光の村養護学校 土佐自然学園(土佐市)	—	—	18	28	20	66	○
総 計			3	175	243	399	41	861	8

※ 中村養護学校幡多希望の家分校は、中村養護学校本校に統合しました。

※ 国立高知病院分校は、同病院に入院している病弱者にも対応していますが平成21年度(5月1日現在)の在籍はありません。

2 現状と課題

(1) 知的障害特別支援学校

山田養護学校

<現状>

香美市に設置され、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のためにスクールバスを運行しています。小学部、中学部への入学者が増加しているのが特徴で、早期から知的障害の専門教育を望む傾向が強いことがうかがえます。

<課題>

近年、在籍児童生徒数が急増し、本年度(平成21年5月1日現在)は前年度に比べ20名増の166名にまで増加しました。このため、教室不足や校舎の狭隘化が進むなど、教育条件の改善が早急に対応しなければならない課題となっています。

また、安芸市、室戸市及び安芸郡内に自宅のある児童生徒が、約40名在籍していますが、この子どもたちは、県東部に特別支援学校がないため、遠距離通学や寄宿舎での生活を送っています。

日高養護学校

<現状>

日高村に設置され、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のためにスクールバスを運行しています。特に、高知市在住の児童生徒の入学が増加してきているのが特徴で、在籍者数に占める割合は平成11年度に約16%(10名)であったものが、平成21年度は約35%(51名)となっています。

<課題>

平成16年度以降、115名前後で推移していた在籍児童生徒数は昨年度131名、本年度(平成21年5月1日現在)146名と急増し、特別教室の普通教室への転用やプレハブ教室の設置などで対応してきましたが、早期に児童生徒数の適正化を図るなど抜本的な対応が必要となっています。

中村養護学校

<現状>

四万十市に設置された県西部唯一の特別支援学校で、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のために平成20年度からスクールバスの運行を開始しています。在籍児童生徒数は、平成2年の112名から減少を続けていましたが、ここ5年間は70名~80名で推移しています。

<課題>

幡多希望の家分校の本校への統合に伴い、肢体不自由のある児童生徒への教育対応を引き継いでいます。今後は、肢体不自由教育など複数の障害に対応する学校としての役割が求められています。

(2) 肢体不自由特別支援学校

高知若草養護学校

<現状>

県内全域を校区とする肢体不自由特別支援学校で、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。

自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のために高知市2コース、須崎市方面及び日高村方面各1コースの計4コースでスクールバスを運行しています。平成20年度は在籍児童生徒の約86%が重複障害のある児童生徒となるなど、近年、在籍児童生徒の障害の重度重複化が進んでいますが、この中には、緊急的な医療対応が必要な児童生徒も含まれており、医療機関が近隣にないため緊急時の搬送など、その対応が課題となっています。また、全体の約81%の児童生徒が定期的に療育福祉センターでのリハビリテーションを受けています。

<課題>

今後は理学療法士や作業療法士などの専門家や医療機関との連携強化により、児童生徒の障害の重度重複化や指導内容の多様化に対応する専門性を一層充実していく必要があります。

子鹿園分校

<現状>

隣接する療育福祉センター内にある肢体不自由児施設に入所する児童生徒の義務教育を保障してきましたが、近年、この肢体不自由児施設への入所者が減少しています。

<課題>

在籍児童生徒数が急減し適切な規模の学習集団の確保ができなくなってきました。通学生を受け入れるなど、今までの分校の役割を見直し学校機能を充実する必要があります。

国立高知病院分校、土佐希望の家分校

<現状>

国立高知病院分校は、国立病院機構高知病院内に設置されている重症心身障害児施設に入所中の児童生徒の教育を行っています。また、小児病棟に入院する学齢児童生徒に対しても病弱教育を行っていますが、昨年度及び今年度(平成21年5月1日現在)は在籍する児童生徒はいません。

土佐希望の家分校は、隣接する重症心身障害児施設「土佐希望の家」に入所中の児童生徒の教育とともに、県東部を中心とした在宅への訪問教育を行っています。

両校とも保護者の送迎による通学生を受け入れています。

Ⅲ 特別支援学校再編計画の概要

1 背景

平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念のもと特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。

この特別支援教育が推進される中、本県では、県中央部の県立知的障害特別支援学校における児童生徒数の急増や、肢体不自由特別支援学校における在籍児童生徒の障害の重度重複化、また、肢体不自由児施設に手術、リハビリテーションを受けるために入所する児童生徒の義務教育を保障する目的で設置されている分校の児童生徒数の急減等の新たな課題が生じています。

これらのことから、学校規模の適正化や一人一人のニーズに応じた教育の充実といった観点から、特別支援学校の再編が必要となっています。

2 基本的な考え方

本県の特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とします。

- ・ ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づき、特別支援学校の一層の充実を図ります。
- ・ 本県の特別支援教育を牽引していく時代の流れにあった特色ある学校を設置していきます。
- ・ 効果的な教育活動を行ううえでの学校規模の適正化を図るとともに、児童生徒や保護者のニーズに応じた教育活動を展開します。
- ・ 県東部及び県西部の特別支援学校については、東西に広い地理的特性等を踏まえ、複数の障害に対応するなど、新たに創設された特別支援学校の制度を本県の実情に応じて活用していきます。

3 再編整備の主なねらい

- 障害のある児童生徒ができるだけ身近な地域の学校に就学できるようにします。
- 安全で行き届いた教育を保障する教育環境を整備し、学校規模の適正化を図ります。
- 既存の学校の専門性や施設・設備を活用して、特定の障害に専門的に対応する特別支援学校を設置します。
- 職業教育の充実及び関係機関との連携に基づく移行支援の充実を進めます。
- 特別支援学校を地域における特別支援教育のセンターとして機能を充実します。

4 再編整備の内容

- 現在の県立特別支援学校11校を、将来的には12校の特別支援学校に再編整備します。
- 平成22年度から23年度の2年間で第一次再編期間に位置づけ整備を進めます。

IV 特別支援学校再編の実施計画

1 知的障害特別支援学校の再編

(1) 分校の新設

【山田養護学校分校】

開校予定年度	平成23年度
設置場所	田野町
特別支援学校のタイプ	知的障害特別支援学校（知的障害とその他の障害を併せ有する児童生徒も含まれます。）
設置学部	小学部、中学部、高等部（普通科）
定員	小中学部は全学年とも対象者全員 高等部については、第1学年若干名の募集 ※ 但し、山田養護学校本校からの転入者は全学年
特色	<ul style="list-style-type: none"> ○中芸高等学校施設内併置 ○地域の小中学校等との交流及び共同学習の推進 ○地域との交流による共生社会の実現 ○東部地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校 ○スクールバスによる通学

【日高養護学校分校】

開校予定年度	平成23年度
設置場所	高知市
特別支援学校のタイプ	知的障害特別支援学校
設置学部	高等部（普通科）
募集定員	第1学年16名（第1学年2学級 ※1学級8名）
特色	<ul style="list-style-type: none"> ○高知ろう学校敷地内へ別棟による併置 ○職業教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置いた教育実践 ○聴覚障害、知的障害が連携した教育と相談の充実

(2) 複数の障害に対応する特別支援学校

【中村養護学校】

実施予定年度	平成23年度
特別支援学校のタイプ	知的障害・肢体不自由の障害部門に対応する特別支援学校
設置学部（知・肢）	小学部、中学部、高等部（普通科）
定員	小中学部は全学年とも対象者全員 高等部については、第1学年若干名の募集
特色	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害及び肢体不自由への教育対応 ○幡多地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校

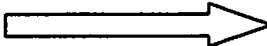
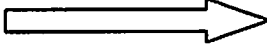
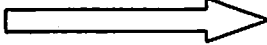
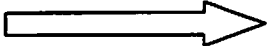
2 肢体不自由特別支援学校の再編

○高等部の設置及び通学生の受入

【高知若草養護学校子鹿園分校】

実施予定年度	平成22・23年度
特別支援学校のタイプ	肢体不自由特別支援学校
設置学部	小学部、中学部、高等部（平成23年度から）
定員	小中学部は全学年とも対象者全員（平成22年度から） 高等部については、第1学年若干名の募集（平成23年度から）
特色	○通学生及び本校からの転校生の受入 ○高等部の新設（平成23年度から） ○療育福祉センターと連携した自立活動の充実 ○地域のニーズに応じた専門的な教育の実現

3 再編の進行計画

特別支援学校 (障害部門)	H22年度	H23年度	H24年度以降
山田養護学校分校 (知的障害)	施設・設備の改修	小中高等部を設置し 4月から受入を開始	
日高養護学校分校 (知的障害)	施設・設備の改修	高等部を設置し4月 から受入を開始	
中村養護学校 (知的・肢体)	施設・設備の改修	肢体不自由部門を開 設し4月から肢体不 自由の受入を開始	
高知若草養護学校 子鹿園分校 (肢体不自由)	小中学部に通学生及 び本校からの転校生 の受入を開始	高等部を設置し4月 から受入を開始	
高知若草養護学校 (肢体不自由)	○子鹿園分校に本校を移転し、子鹿園分校と統合のうえ、子鹿園分校を本校とすることについては、関係部局と連携のもと、長期的展望に立って検討していく。		

<付帯する事項>

高知ろう学校については、敷地内に日高養護学校分校を設置するが、複数の障害には対応せず、専門的な聴覚障害教育を存続させるとともに、聴覚障害教育のセンター的機能の充実を図るものとする。

4 第一次再編期間における県立特別支援学校の状況

(1) 平成22年度

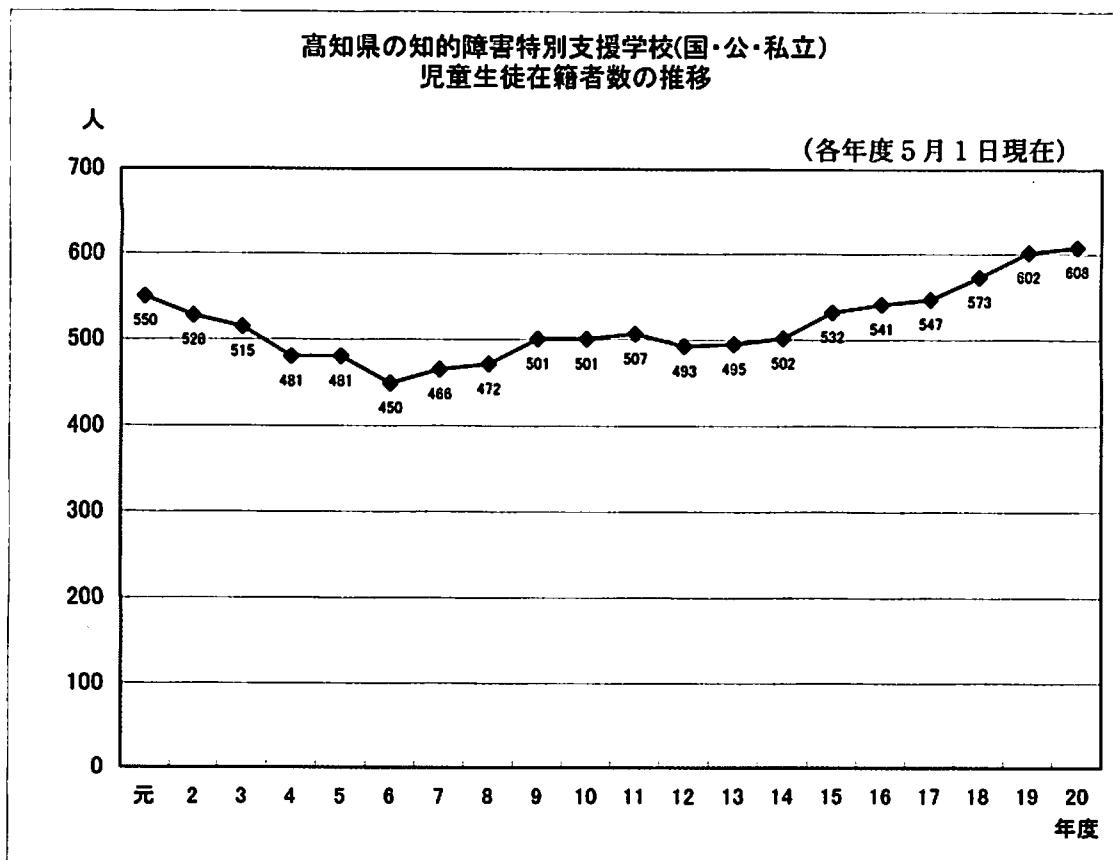
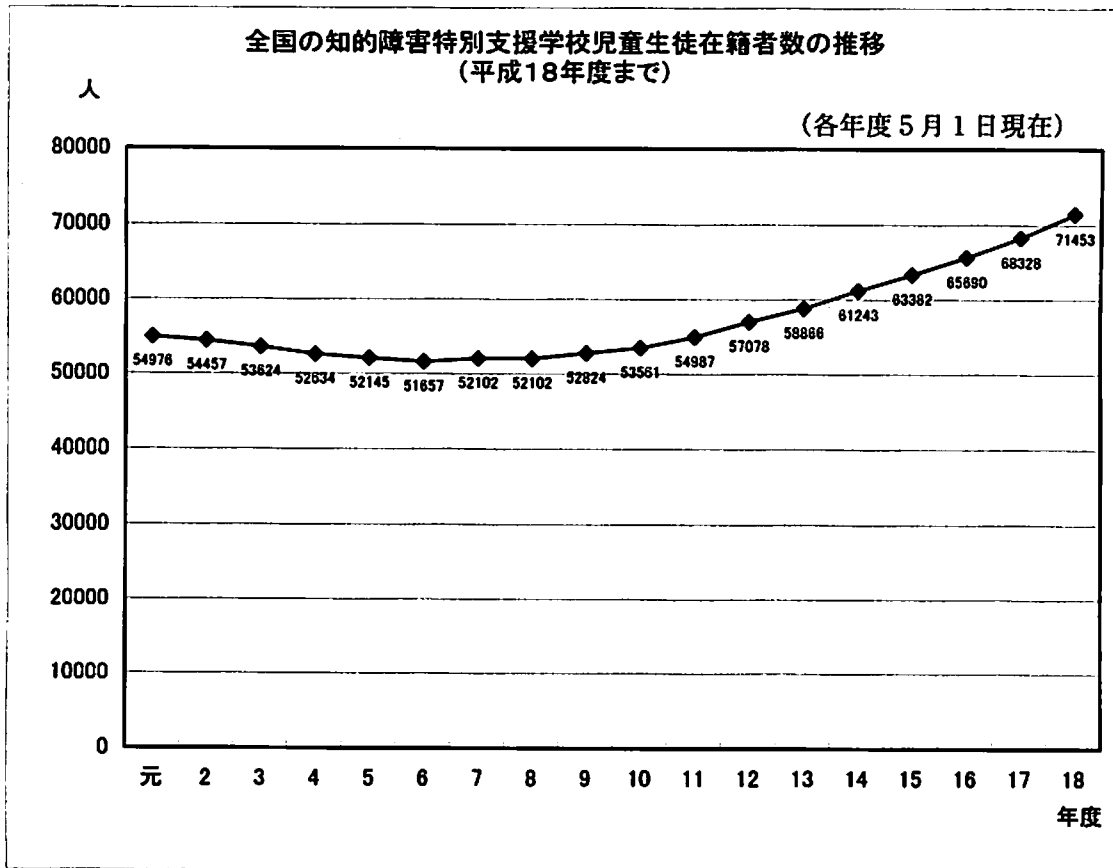
学 校		本・分	障害部門	設置学部	備 考
1	盲学校	本校	視覚障害	幼・小・中・高・専	
2	高知ろう学校	本校	聴覚障害	幼・小・中・高・専	
3	山田養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
4	日高養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
5	中村養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
6	高知若草養護学校	本校	肢体不自由	小・中・高	
7	同 子鹿園分校	分校	肢体不自由	小・中	通学生及び本校からの転校生の受入
8	同 国立高知病院分校	分校	肢体不自由(病弱)	小・中・高	
9	同 土佐希望の家分校	分校	肢体不自由	小・中・高	
10	高知江の口養護学校	本校	病 弱	小・中・高	
11	同 高知大学医学部附属病院分校	分校	病 弱	小・中	

(2) 平成23年度

学 校		本・分	障害部門	設置学部	備 考
1	盲学校	本校	視覚障害	幼・小・中・高・専	
2	高知ろう学校	本校	聴覚障害	幼・小・中・高・専	
3	山田養護学校	本校	知的障害	小・中・高	入学区域の見直し
4	同 ○○分校	分校	知的障害	小・中・高	新設
5	日高養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
6	同 ○○分校	分校	知的障害	高	新設
7	中村養護学校	本校	知的障害	小・中・高	肢体不自由部門の新設
			肢体不自由	小・中・高	
8	高知若草養護学校	本校	肢体不自由	小・中・高	
9	同 子鹿園分校	分校	肢体不自由	小・中・高	高等部の新設
10	同 国立高知病院分校	分校	肢体不自由(病弱)	小・中・高	
11	同 土佐希望の家分校	分校	肢体不自由	小・中・高	
12	高知江の口養護学校	本校	病 弱	小・中・高	
13	同 高知大学医学部附属病院分校	分校	病 弱	小・中	

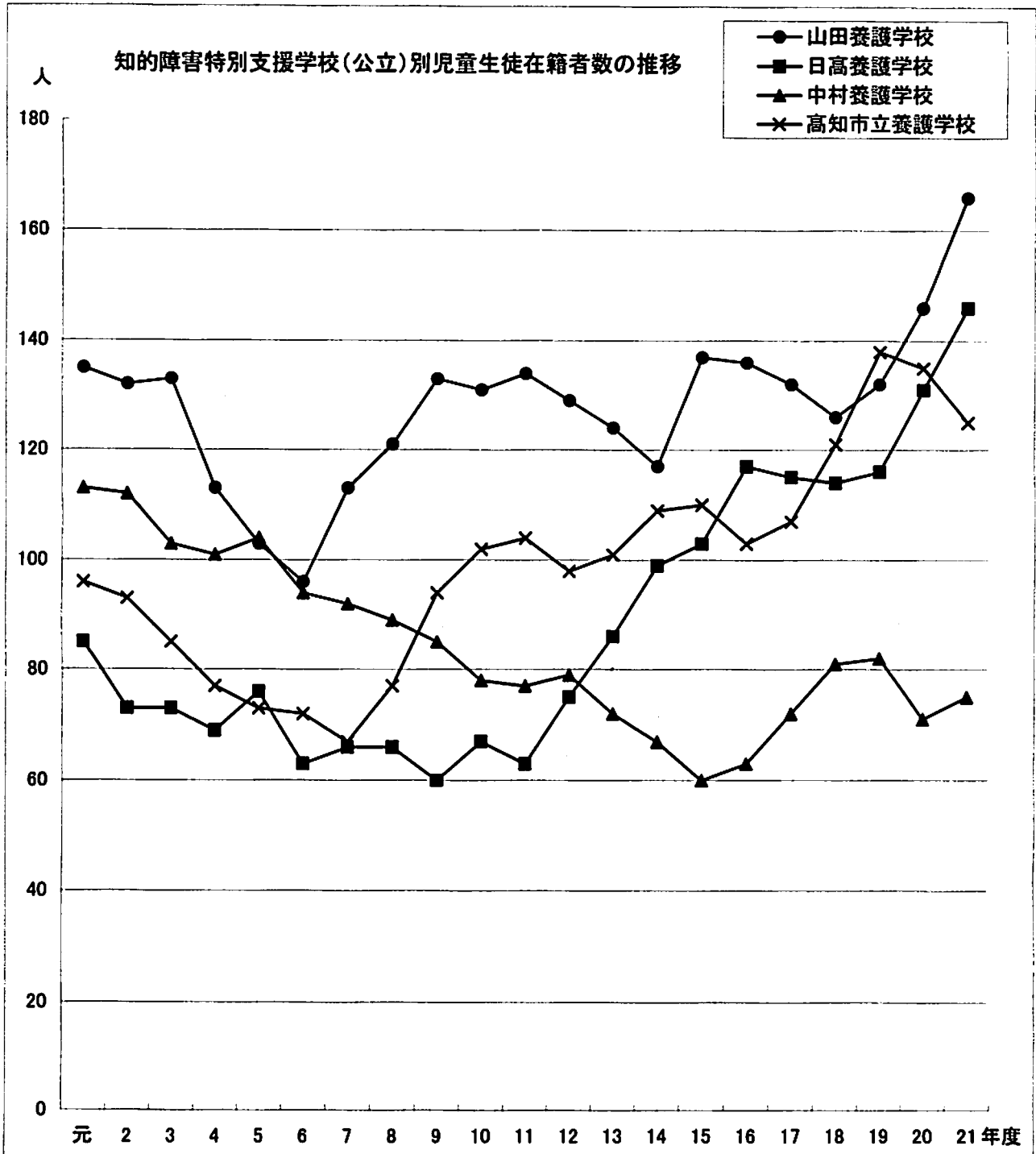
資料

資料 1	知的障害特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	12
資料 2	知的障害特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	13
資料 3	重複障害のある児童生徒の在籍率	14
資料 4	肢体不自由特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	15
資料 5	肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	16
資料 6	学校教育法等の一部を改正する法律の概要	17
資料 7	盲・聾・養護学校から特別支援学校へ	18

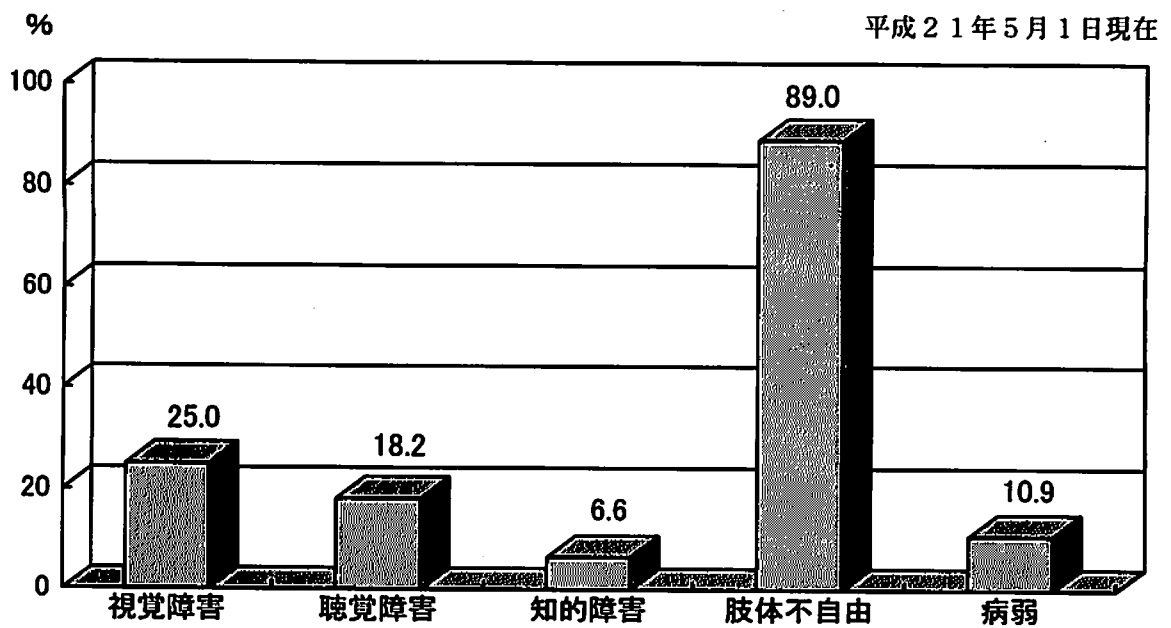


知的障害特別支援学校(国公立)別児童生徒在籍者数の推移(各年度5月1日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
山田養護学校	135	132	133	113	103	96	113	121	133	131	134	129	124	117	137	138	132	126	132	146	166
日高養護学校	85	73	73	69	76	63	66	66	60	67	63	75	86	99	103	117	115	114	116	131	146
中村養護学校	113	112	103	101	104	94	92	89	85	78	77	79	72	67	60	63	72	81	82	71	75
高知市立養護学校 附属特別支援学校	96	93	85	77	73	72	67	77	94	102	104	98	101	109	110	103	107	121	138	135	125
計	498	478	464	431	425	393	403	413	432	437	439	441	445	453	471	477	486	502	528	544	571

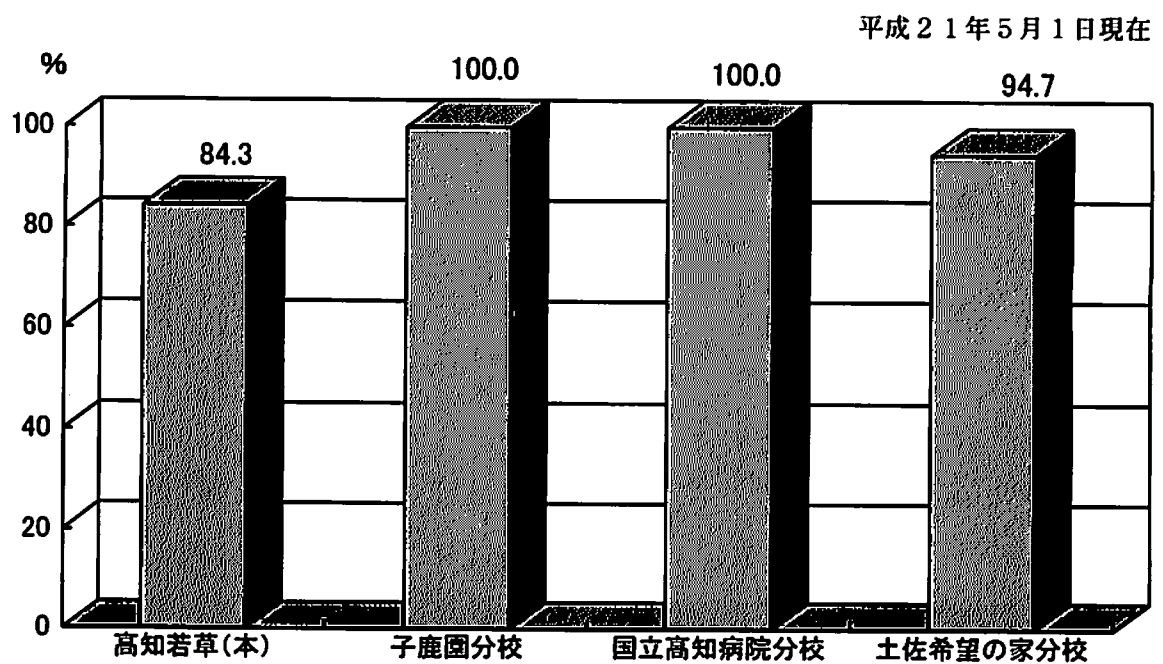


県立特別支援学校における重複障害のある児童生徒の在籍率

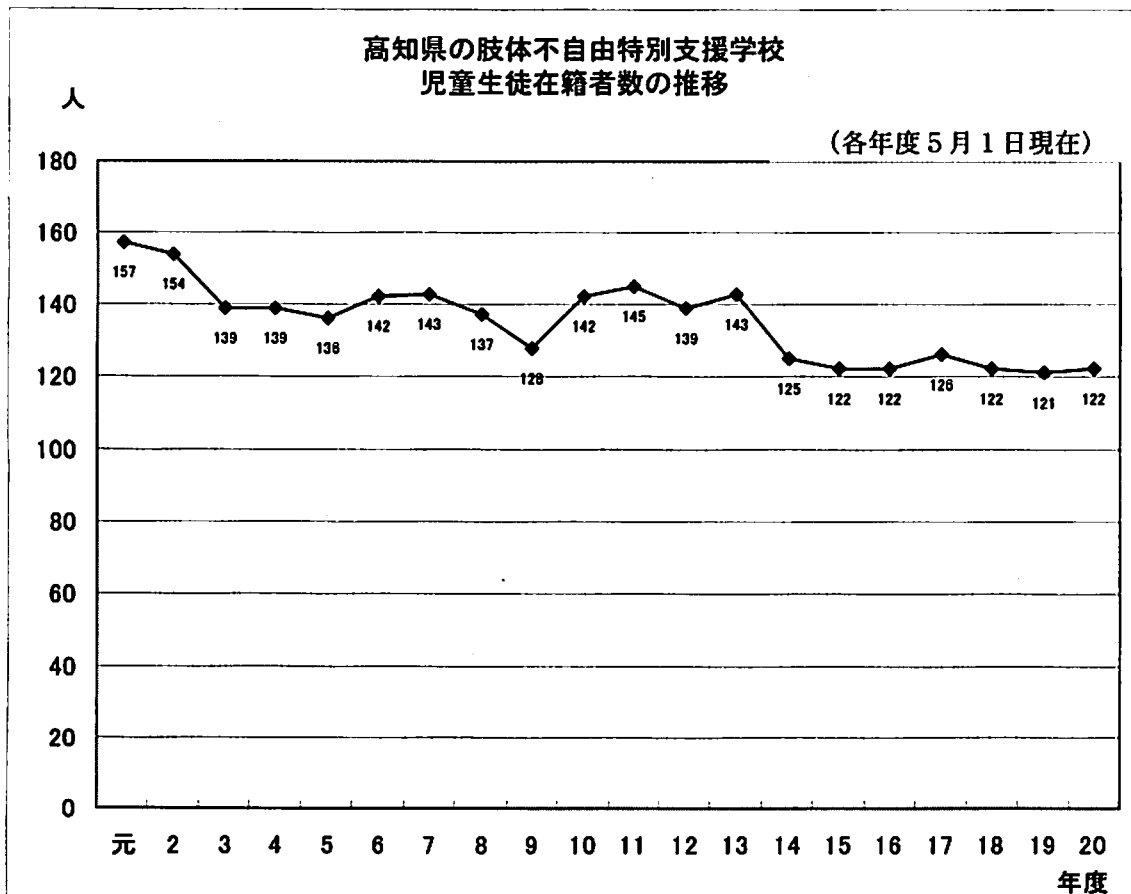
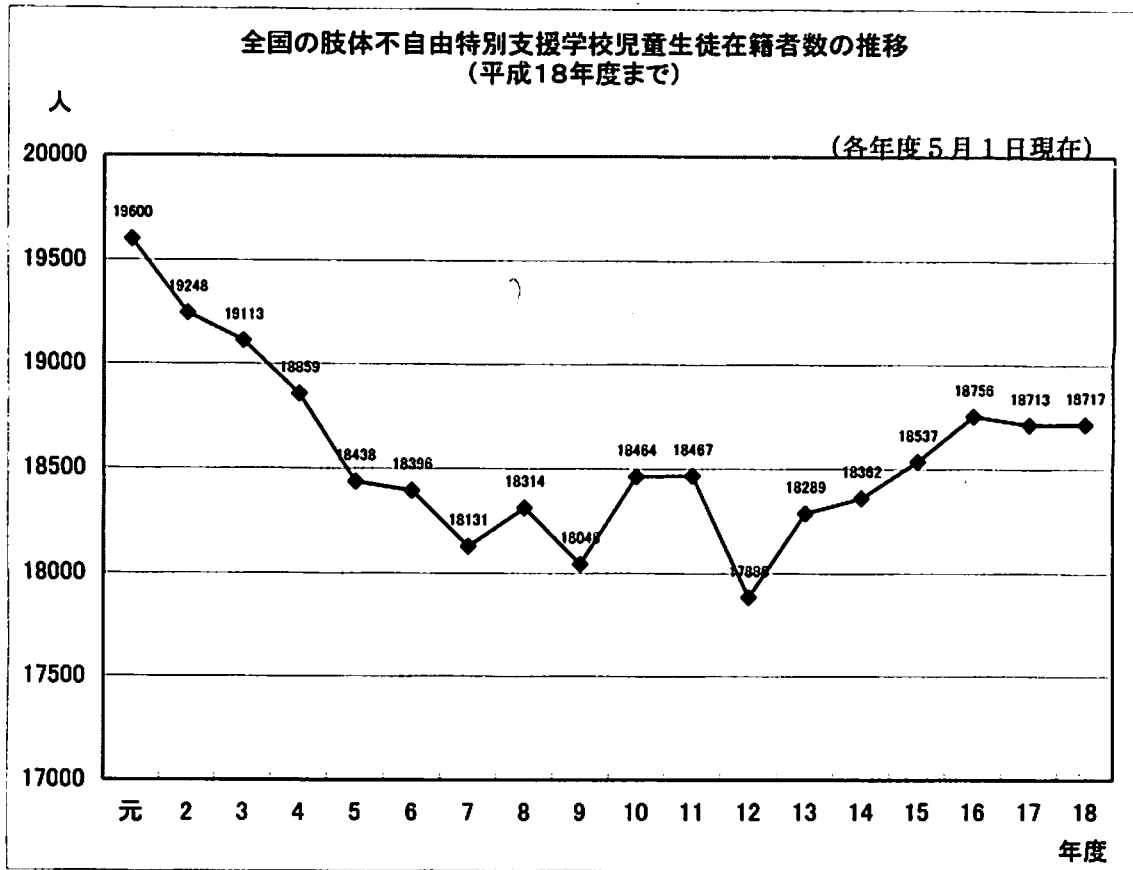


※訪問教育対象者は除く

肢体不自由特別支援学校における重複障害のある児童生徒の在籍率

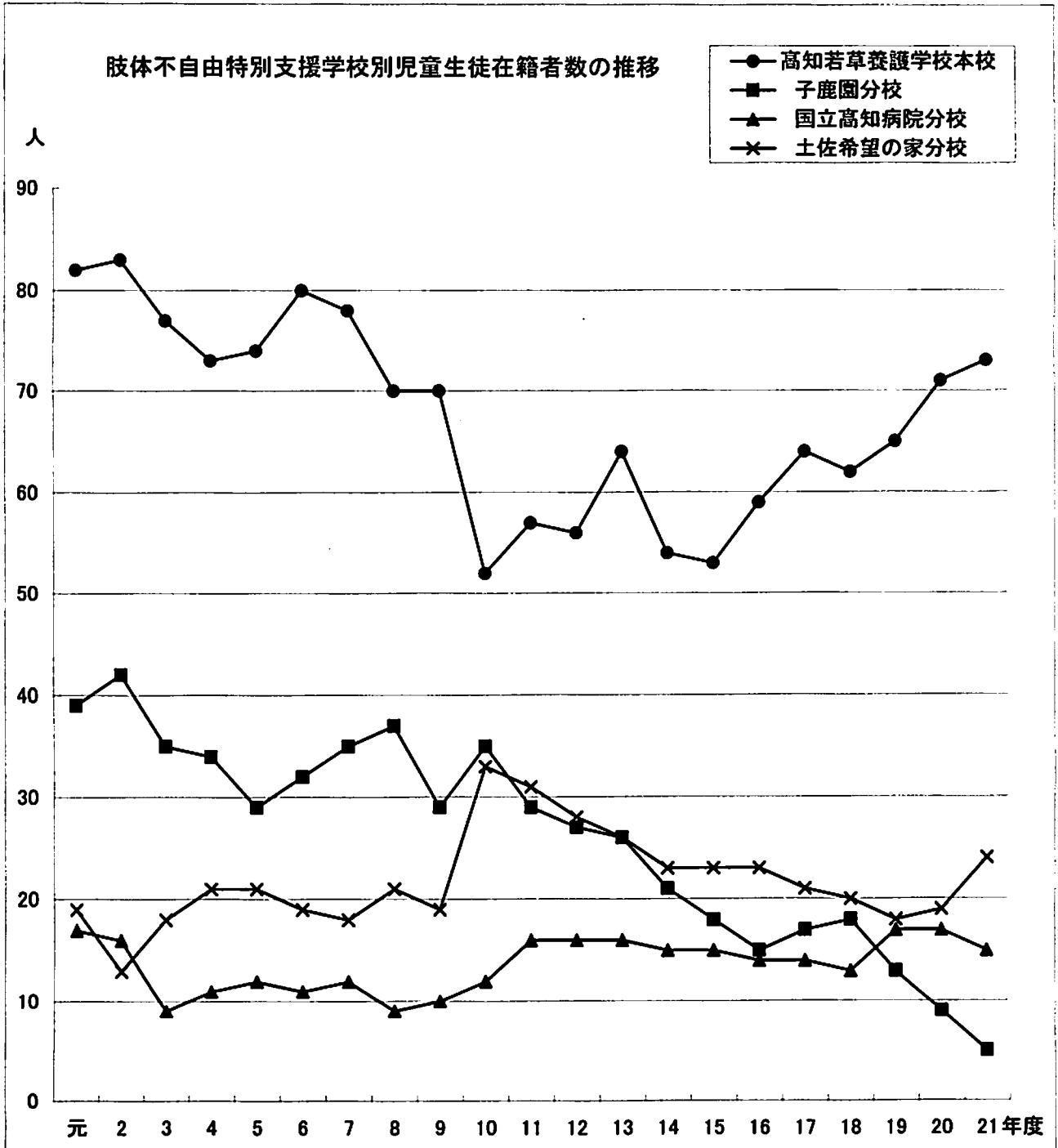


※訪問教育対象者は除く



肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移(各年度5月1日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
高知若草養護学校 本校	82	83	77	73	74	80	78	70	70	52	57	56	64	54	53	59	64	62	65	71	73
子鹿園分校	39	42	35	34	29	32	35	37	29	35	29	27	26	21	18	15	17	18	13	9	5
国立高知病院 分校	17	16	9	11	12	11	12	9	10	12	16	16	16	15	15	14	14	13	17	17	15
土佐希望の家 分校	19	13	18	21	21	19	18	21	19	33	31	28	26	23	23	23	21	20	18	19	24
計	157	154	139	139	136	142	143	137	128	132	133	127	132	113	109	111	116	113	113	116	117



学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

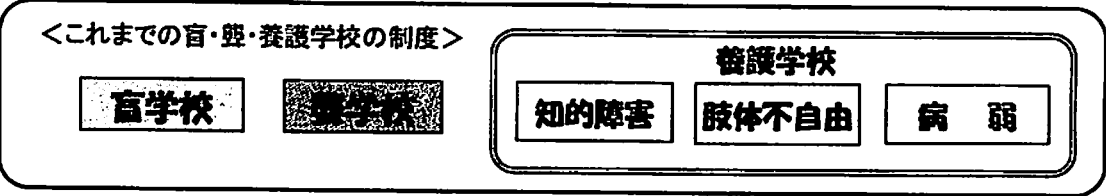
- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

盲・聾・養護学校 から 特別支援学校へ ～学校教育法の一部改正(H19.4.1施行)について～

小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」が始まります。

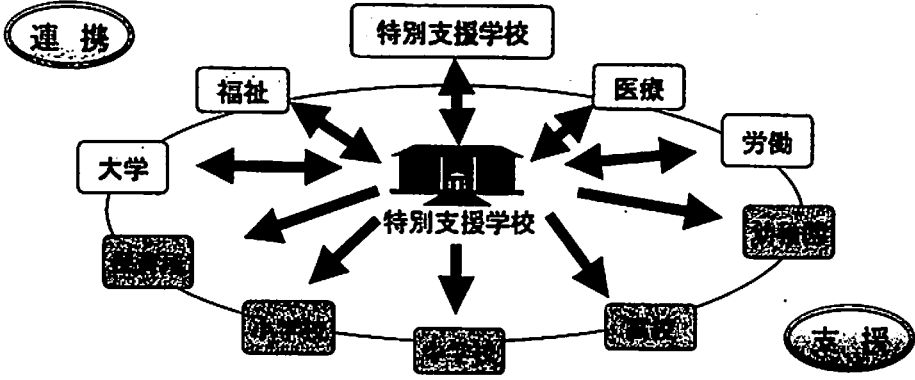


特別支援教育への転換
(学校教育法の一部改正)



特別支援学校

盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とすることが出来る学校制度です(これまでのように特定の障害種別を対象とした学校も設置されます)。



- 従来の盲・聾・養護学校と同様に、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）を対象とします。
- 児童生徒の障害の重度・重複化に対応した教育の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍しているLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実を図ります。

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】について

再編計画【第一次】(案)策定までの経緯

1 「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」の設置

(平成21年1月16日)

- ・ 2月19日 第1回検討委員会
高知県の知的障害特別支援学校の現状と課題
意見交換
- ・ 3月16日 第2回検討委員会
高知県の肢体不自由特別支援学校の現状と課題
意見交換
- ・ 5月18日 第3回検討委員会
特別支援学校再編についての事務局たたき台の提出、説明
意見交換
- ・ 7月 3日 第4回検討委員会
第3回検討委員会補足説明
意見交換
- ・ 7月24日 第5回検討委員会
特別支援学校再編についての協議
- ・ 8月12日 第6回検討委員会
検討委員会の意見のまとめについて(会長、副会長)
- ・ 8月27日 第7回検討委員会
「意見のまとめ」について協議
県教育委員会へ提言

2 関係者への説明経過等

- ・ 9月 7日 東部地域首長への説明
- ・ 9月18日 東部地域首長への説明
- ・ 9月28日 室戸市保護者等への説明
- ・ 10月 7日 県議会総務委員会で室戸市請願に対する事務局説明及び再編計画【第一次】(案)の概略説明
- ・ 10月17日 高知ろう学校保護者への説明(第1回)
- ・ 10月20日 室戸市教育長への説明
- ・ 10月29日 再編計画【第一次】(案)の公表
- ・ 10月31日 高知ろう学校保護者への説明(第2回)

- ・ 11月 2日 市町村教育委員長、教育長への説明
- ・ 11月 4日 パブリックコメントの実施（～12月3日）
- ・ 11月11日 高知県聴覚障害者協会への説明
- ・ 11月17日 地域説明会（田野町）
- ・ 11月19日 地域説明会（安芸市）
- ・ 11月20日 地域説明会（室戸市）
- ・ 11月21日 高知ろう学校保護者への説明（第3回）
- ・ 11月26日 初月地区自治会長説明
- ・ 11月29日 手をつなぐ育成会への説明
- ・ 12月 5日 高知ろう学校保護者への説明（第4回）
- ・ 12月 8日 県議会総務委員会で再編計画（案）説明
- ・ 12月24日 教育長と高知ろう学校保護者との意見交換会（代表6名）

3 パブリックコメントの結果

- ・ 募集期間

平成21年11月4日（水）～平成21年12月3日（木）

- ・ 提出数

29名（団体含む）82項目

- ・ 提出意見は整理し、県の考え方をホームページで公表

4 今後のスケジュール

- ・ 平成22年 3月 県議会において施設整備等に関連する予算議案の議決
- ・ 平成22年 4月 高知若草養護学校子鹿園分校に通学生を受け入れ
- ・ 平成22年度中 分校設置のため必要な規則改正
- ・ 平成23年 4月 山田養護学校、日高養護学校分校の開校

高知県立特別支援学校再編計画(第一次)案に対する
県民パブリックコメント意見募集の結果について

- 1 募集期間 平成21年11月4日(水)～12月3日(木)
- 2 提出数 29件 82項目
- 3 提出された意見等の概要及び県の考え方 別紙のとおり

1 知的障害特別支援学校の再編

(1) 分校の新設

○山田養護学校分校

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
1	中芸高等学校への分校設置について	1	東部の知的障害特別支援学校に知的障害とその他の障害を併せ有する児童生徒に対応するという点については、地域性を考えてよいことだと思ふ。	<p>中芸高等学校の施設内に併置を予定している山田養護学校の分校は、知的障害のある児童生徒を対象とする特別支援学校で、小・中・高等部を設置し、地域の特別支援教育のセンターとして小・中・高等学校などを積極的に支援し、発達障害を含めた障害のある子どもの指導及び支援の充実を図ります。</p> <p>また、中芸高等学校の生徒はもとより、近隣の小中学校や地域の方々と積極的に交流を行い、共生社会の実現を図る取組を進めます。</p> <p>東部地域唯一の特別支援学校となりますので、肢体不自由など他の障害を併せ有する児童生徒にも対応していきます。東部地域のより多くの子どもたちがより身近な地域で専門教育が受けられるよう、通学用に安芸、室戸方面からスクールバスを運行する予定です。</p> <p>分校を設置することにより、山田養護学校の校舎狭隘化を解消し、児童生徒数の適正化が図られると考えます。</p>
2		2	山田養護学校の分校を県東部に設置し、適正化を図ることは課題解決に結びつくことになるのでぜひ推進してほしい。	

○日高養護学校分校

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
3	高知ろう学校に日高養護学校分校を併置することについて	1	ろう学校は聞こえない子どもが勉強するためにある学校ではないのか。知的障害のある人が同じ学校にいてもその人たちが聞こえる人で手話を使ってくれないと話ができない。聞こえない子どものための学校を守ってほしい。	高知ろう学校の敷地内に別棟で併置を予定している日高養護学校の分校は、独立した知的障害特別支援学校であり、高知ろう学校を新しい制度に基づく複数の障害部門に対応する特別支援学校とするものではありません。
4		2	ろう学校はろう学校としての対応をしてもらえる学校でなくては、勉強できない子どもたちもいる。新聞やテレビを見た子どもは、心を痛めている。	本県の特別支援学校については、平成17年度の「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」の答申に基づき、特定の障害に対応した学校の設置を基本としています。 従って、高知ろう学校の敷地内に日高養護学校の分校が設置されても、障害種別の異なる二つの学校が同一敷地内にあるという位置づけになります。
5		3	再編計画の中で、知的障害のある子どもたちと併置という形であっても同じ場所で教育を受けることになれば、互いの活動や行動が制限され、ろう学校という聞こえない子どもたちの学べる環境に弊害が起こる。	二つの学校は敷地を分けた別棟であり、生活空間は基本的に区分されますので、それぞれの障害の特性に応じた専門教育が保障されます。
6		4	聴覚に障害を持つ児童生徒は、静かな環境が必要である。わずかに残った聴力を活用し、雑音を極力カットし、集中して勉強する環境が必要である。知的の子どもが来たら、それらの環境は崩れてしまう。	運動場、プール、体育館は共用とする予定ですが、それぞれの学校の教育活動に支障がないよう、定期的に調整を行うなどスムーズな学校運営に努めてまいります。
7		5	よく考えられた案である。この案に反対されている方々もいるようだが、障害の違う子どもたちを受け入れるということで反対があるということはどういうことなのか。同一敷地内の併置した学校に障害のちがう子どもが通学することがいけないことであり、専門性を失うことになるのか。どのようにすれば受け入れられるかということを考えるべきではないか、同じ方向を向き、協力し合って進めてもらいたい。	学校行事や部活動などの面で、二つの学校ができる範囲で交流を行うことにより、一定規模の学習集団が確保され、学習活動が活性化するなどの教育効果が期待できます。

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
8	高知ろう学校に日高養護学校分校を併置することについて	6	日高養護学校分校を県中央部に設置し、適正化を図ることは課題解決に結びつくことになるのでぜひ推進していただきたい。高知ろう学校併置は、特別支援教育やノーマライゼーションの理念にも合致し評価できる。	高知ろう学校の敷地内に、別棟で併置を予定している日高養護学校の分校は、職業教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置く高等部のみの分校で、身近な地域で専門教育を受けることができるようにするため、自宅等からの通学可能な生徒を対象としています。
9		7	高知ろう学校に知的障害児を(分校として)置くという事は、根本的には反対ではある(時間が短い、障害を十分理解していない)。	また、学校の規模は、原則として地域の中学校から高等部への進学を希望する最大48名の生徒数を想定しています。
10		8	「併置」とは、敷地内に別々の学校が2つあるという考え方だと説明されたが、今後生徒数の増減に伴う共用範囲の変化、寄宿舎の共用、教員の人員削減等の問題が起こるのではないかと懸念している。	この分校は、独立した知的障害特別支援学校でありますので、今後、生徒数の増減があっても、それぞれの学校の専門性を保障する必要があり、高知ろう学校の普通教室を使用するなど、施設の共用範囲をその都度変更することは考えていません。
11		9	数年後には聾学校の生徒より知的の生徒数が確実に多くなり、どんどん教室も明け渡さなければならなくなるのではないかと懸念している。	県教育委員会事務局では、知的障害特別支援学校の今後の児童生徒数の推移について検討を行い、ここ2～3年をピークとし、その後大きく増減することではなく、なだらかな減少傾向にあると推計しています。
12		10	ろう学校に併置される知的障害特別支援学校は、小規模の学校で大丈夫なのか。	日高、山田養護学校の今後の児童生徒数の状況から、計画案にお示した県東部及び県中央部の分校設置により、それぞれの学校の適正化が図られると考えています。ただし、あくまでも推計であるため、今後も継続して児童生徒数の状況を分析し、検討を行ってまいります。
13	11	教育委員会から今までにない具体案が提起された。特に高知ろう学校の敷地内に日高養護学校の分校を併置し、それぞれの教育の専門性を失うことなく対応していこうとする方向は良いと考える。分校ができるということは、高知ろう学校にとって、マイナス面だけだということではなく、プラス面もあるのではないかと懸念している。どうすれば知的障害教育と聾教育の相乗効果が生まれるのかという視点を持って推進していくべきだと思う。	聴覚障害、知的障害の障害種の異なる二つの学校の教員が、相互に授業を公開するなどの実践交流や研修により、両校の教員の指導力や専門性が向上すると考えています。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
14	検討手順について	1	今回の再編計画でろう学校以外に検討できる施設はなかったのか。	県教育委員会事務局では知的障害特別支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足や校舎の狭隘化などの喫緊の課題を解消し、特別支援教育の一層の推進を図るため、本年1月16日に有識者、保護者、学校関係者で構成する「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」を設置し、検討を重ねてまいりました。
15		2	将来を見通して十分な教育を受けさせるために行き当たりばつり的に併置するのではなく、高知市内にある遊休施設を丸ごと知的の学校にするべきだと考える。	7回の検討を経て、8月27日に検討委員会から知的障害特別支援学校については、県有施設の活用なども考慮しながら、新たな学校を県中央部及び県東部に設置することが必要であるなどの提言をいただきました。
16		3	追手前小学校か教育センター分館を整備すればいいのではないかと。当面は体育館で運動はできるしプールも高等部だけなら必ずしも必要ない。市営プールもすぐそばにある。今入っている事務局などは移転も可能ではないか。	<p>県教育委員会事務局では、この提言に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援の一層の充実を図ること、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念の推進、これからの本県の特別支援教育を牽引していく時代の流れに合った特色ある学校の設置などを基本に、分校設置について検討してまいりました。</p> <p>高知市内の複数の県有施設等を検討した結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修することにより分校として使用できる施設があること ・職業教育の充実に重点をおいた教育を行うために必要な事業所や官公庁が近くにあること ・JRやバスなど複数の公共交通機関があるなど交通の利便性が良いこと <p>などから、県中央部への分校設置については、高知ろう学校の敷地内が適切であると判断いたしました。</p> <p>なお、追手前小学校は少なくとも平成25年度まで児童が在籍しており、具体的な整備計画を進めることができません。</p> <p>また、教育センター分館については、知的障害の子どもが学ぶ学校として必要なグラウンド、プールなどの施設がなく、近くの市営グラウンドの借用は、利用希望者が定期的に抽選を行うシステムになっており、市営プールについても一般の利用者と共用することになり、授業として指導を行うことが難しいといった制約があります。さらに、現在、教育センター分館は教員研修や心の教育センターの相談業務に使用されており、年間の稼働率は非常に高く、移転に係る適切な代替施設もないことなどから、県教育センター分館を分校に改修することは困難と考えます。</p>

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
17	検討手順について	4	特別支援学校の再編に関する検討委員会に対する県教委員会の諮問や再編計画案は、父母や学校現場に動揺と不安を与えている。	<p>今年の1月16日に立ち上げました「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」は、学校関係者、有識者はもとより、各特別支援学校の保護者の方も委員として参画していただきました。審議は基本的に公開とし、県教育委員会事務局から提出した資料、審議内容についても、すべてホームページ上で公開しています。</p> <p>検討委員会からいただいた「意見のまとめ」を基にした具体案の作成については、県教育委員会事務局に委ねられ、再編計画(案)を検討するとともに関係する機関に対して県の方向性を説明するなど、準備を進めてきました。</p> <p>再編計画(案)については、これまで、高知ろう学校の保護者の皆さんには、施設見学を含め4回の説明会を実施し、高知ろう学校教職員、聴覚障害者団体との意見交換会なども行い、分校設置の趣旨や新たな学校の特色などについて説明しました。</p> <p>今後も引き続き対話の場を設定し、地域や保護者等のご意見をいただきながらよりよい学校づくりを進めていきたいと考えています。</p>
18		5	特別支援学校の再編委員会をもう一度開催し、今回の案について話し合い十分議論して決定してもらいたい。	
19		6	再編計画案となる前に保護者、生徒に説明や理解を求める必要があるのではないかと。新聞報道がなければ、併置される側のろう学校保護者は計画案について何も知らされていなかった。	
20		7	教育委員会が学校設置者としての責務を担うのであれば、一方だけに我慢を強いるような方法ではなく、教育を受ける生徒やその保護者が納得し、同意のできる説明責任をしっかりと果たすべきである。	
21		8	ろう学校教員、ろう学校PTA、親の会、聴覚障害者団体としっかり話し合い、慎重な対応を求める。	
22		9	水面下で決められた事項を一応形としてみんなに説明し、一応形としてパブリックコメントを設置して、そのあと参考にもしないということにならないよう、教育委員会の誠実なる対応を望む。	
23		10	型通りの検討委員会、型通りのパブリックコメントで終わることのないことを望む、話し合いも形だけというのは許されないことと思う。	
24		11	当事者(聴覚障害者)の声も聞くべきである。	
25		12	今回の再編成の提起に対して、批判もあると聞くが、これだけのものをよく提起したと認めている。これまでは漠然としたものであったが、今回は各論となっており、軋轢が目立っているように思われる。教育委員会はもう少し早くこのような案を提起すべきであった。全国的には、多くの都道府県が養護学校の再編成をすでに行っている。教育関係者は今まで何をしていたのか疑問である。不十分な点もあると思うが、せっかく提起された案である。できるだけ早く推進していただきたい。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
26	それぞれの教育の専門性について	1	県中央部の特別支援学校は高知ろう学校に併置し、高等部の職業教育に力をいれ、青年期教育に重点を置くという高知県に今までない学校設置であり、特色ある教育実践が期待できる。	<p>高知ろう学校では、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする子どもたちを対象に、言葉の習得やコミュニケーションなどに配慮したきめ細かな教育を幼稚部から高等部専攻科まで、発達段階に応じて行っています。また、施設内には、フラットループを敷設するなど聴覚障害に配慮した施設が整備されています。</p> <p>一方、知的障害特別支援学校高等部では、卒業後の生活に必要な知識、技能、態度が身に付くように、具体的実地的な体験的活動を取り入れた指導が行われています。また、企業や作業所などで実際に働く現場実習を通して、働く喜びや自立への意欲などを育てています。</p> <p>このように、聴覚障害教育と知的障害教育では、指導する内容や方法が異なり、それぞれの障害特性に応じた教育課程を編成する必要があります。そのため高知ろう学校と高知ろう学校の敷地内に併置する予定の日高養護学校の分校は、それぞれ独立した学校で、学級編制についてもそれぞれの学校で行われますし、学習スペースも区分することから、教科等の指導において両校の子どもたちが一緒に学習することはありません。指導にあたる教員についても、それぞれの学校に在籍する子どもの障害に応じた専門性のある教員を配置するとともに、専門教育を確保するための施設整備を段階的に行ってまいります。</p> <p>さらに、二つの学校を併置するメリットとして、障害の異なる子どもたちが、学校行事や部活動などでの交流を行うことにより、学習活動が活性化することや社会性が一層育まれることなどの教育効果があると考えます。</p>
27		2	特別支援学校の再編についてはそれぞれ障害に応じた専門性が必ず必要である。	
28		3	併置によりろう教育の質の低下が心配される。ろう教育のますますの専門性の充実と発展を求める。	
29		4	日高養護学校の分校とろう学校の併置案は、考えられた末のことと理解しているが、あまりに唐突で、今まで大切にされてきた教育の専門性がどこまで維持できるのかが疑問であり不安が募る。	
30		5	高知市に日高養護学校分校が計画され、その特色に「職業教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置いた教育実践」とある。保護者として学校卒業後の長い人生において最も重要とされる部分であり、正しく望んでいた目標である。ただ高等部の設置のみという点は残念である。	
31		6	聴覚障害、知的障害はまったく違った専門性の分野である。併置ということでそれぞれの個に応じた教育実施、キャリア教育が本当にできるのか、十分に対応できる条件の整った施設で教育することが望ましいのではないか。教育環境を悪くさせるような再編計画は同意できない。併置という形でない学校設置計画の再検討をするべきである。	
32		7	障害児者の教育は「ひとまとめ」にできるものではない、専門分野ごとの学校設置が必要不可欠である。特にろう学校は言語の違いから聞こえる人とのコミュニケーションが困難なため、ろう学校に籍を置く仲間集団の中で自由に語り合い、専門的な教育を駆使できる教育環境を絶対に守ってもらう必要がある。	
33		8	障害種別に必要な個々のニーズに対応できる専門性を維持し、その集団が確保できるような学校設置をもっと真剣に考えるべきである。ろう学校の教育環境を悪化させるような再編計画には断固として反対であり、同意することはできない。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
34	それぞれの教育の専門性について	9	それぞれの障害に合わせられる専門性もまだまだ確立していない「特別支援教育」の中で、障害種別の学校を併置し、共に学べる環境を作ることなど高知県ではまだ不可能である。	理想とするところは、障害のある人もない人もお互いを認め合い、共に生活していく共生社会の実現です。そのためには、障害のある子どもと障害のない子ども、また、障害の異なる子ども同士が交流を通してお互いを理解し、認め合う環境を作ることは大切と思われます。この理念に基づいて、特別支援教育を推進していく必要があると考えます。
35		10	聴覚障害児は補聴器を活用するためには、静かな環境が必要である。聞こえないことを視覚に頼り目に入るものに反応するため、たくさんの人の動きが気になり授業に集中できない。	本県の特別支援学校は、特定の障害に対応した学校設置を基本的な考え方としており、今後、高知ろう学校の幼児児童生徒が減少しても、現在行っている専門的な聴覚障害教育は存続していきますし、学校の統合等も考えていません。
36		11	高知市への分校設置は賛成である。ただ再編整備のねらいにもあるように、一人一人のニーズに応じた特定の障害に専門的に対応する特別支援学校という内容を実現しなければならない。	今回計画している日高養護学校の分校は、高等部だけの設置であり、県中央部で増加している知的障害特別支援学校高等部生徒への対応として設置するものです。また、最大48名規模の生徒数を想定していますが、入学者については、県教育委員会事務局が毎年度定員を定めて募集を行います。
37		12	将来的に知的障害児の増加ほど聴覚障害児は増えない、人数が逆転しても今のろう学校の専門性は維持できるのか。まだまだ懸念されることはたくさんあるが、日高の現状を思えば先延ばしにできる問題ではない、知的障害児のキャリア教育重視の新しいタイプの学校もよいことと思うが、どちらにしても着工となると経費が生じる。費用対効果をよく考えて双方の子どもや保護者に禍根の残すことのない学校再編を行うべきである。	

(2) 複数の障害に対応する特別支援学校

○中村養護学校

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
38	複数 の障 害に 対 応 す る 知 的 障 害 ・ 肢 体 不 自 由	1	中村養護学校に肢体不自由部門ができることは、地域性を考えてよいことだと思ふ。	中村養護学校は県西部唯一の特別支援学校であることから、知的障害の他に肢体不自由教育に対応する学校とします。
39		2	多様な障害の子どもが教育を受けられる環境を整えることが、これからの特別支援学校には求められている。中村養護学校への肢体不自由への教育対応は高知県における特別支援教育の大きな前進だと思われる。	このことにより、西部地域の肢体不自由のある子どもたちは、身近な地域の学校で、肢体不自由の専門教育を受けることが可能となります。 また、肢体不自由部門ができることで、幡多地域の特別支援教育を推進するセンター的機能が一層充実していきます。

2 肢体不自由特別支援学校の再編

(1) 通学生及び転校生の受け入れ

○高知若草養護学校子鹿園分校

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
40	通学生の受け入れについて	1	子鹿園分校の通学生の受け入れと高等部の設置については、学校の選択肢を増やすこととなり、意義が大きいと考える。	<p>子鹿園分校は、隣接する療育福祉センター内にある肢体不自由施設に入所する学齢児童生徒の教育を保障してきました。</p> <p>近年、入所する児童生徒が減少し、肢体不自由教育に対応した施設の有効活用や、教育効果を上げるため必要な一定規模の学習集団を確保することが困難になっている状況にあります。</p> <p>このため、平成22年度から通学生を受け入れることとし、地域のニーズに応じた専門的な教育の実現と、療育福祉センターと連携した自立活動の充実など、肢体不自由教育の内容の充実を図ります。</p>

3 再編計画(案)全体について

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
41	身近な地域の学校で専門教育を受けることについて	1	障害のある子どもに専門教育がなされることは必要だと誰もが思っているが、それが地域において家庭から通学できる範囲においてなされることが当然だとは考えられてこなかったのではないかと。特別支援教育へと理念が転換されたので、分校や分教室を増やし、地域において専門教育を実施する方向を推進しなくてはならない。	今回の再編計画(案)は、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づくものです。 一方、身近な地域の学校で、専門教育を受けることができる教育環境を整備することは重要ですが、障害のある子どもたちの教育では、その障害の特性や発達段階に応じた教育効果をあげるため、一定規模の学習集団が必要だと考えます。 そのため、新たな特別支援学校の設置については、これからの特別支援教育の動向や各地域における専門教育を必要とする子どもの推移を的確に把握し、第二次以降の再編計画で検討していきたいと思えます。
42		2	専門教育が家庭から通学できる範囲で受けることができるということが、これからの特別支援教育の基本となるべきであり、子どもの権利条約を含む人権の視点にも合致している。今回の提案の根底に流れている理念を推進していくことを期待している。	
43		3	居住地に近い学校に通学することは、子どもの成長の様子を地域の方々に知っていただけよい機会となっている。地域社会で暮らしていく観点から、居住地に近い場所に、小学部からの知的障害特別支援学校を設置していただきたい。	
44		4	寄宿舎は子供たちの成長と家庭での子育てをサポートしていく上で重要な役割を担っている。	
45		5	知的障害特別支援養護学校には、小・中・高等部の一貫教育と寄宿舎での生活教育が保障されることが必要である。	
46		6	再編成において忘れてならないことは、障害のある子どもたちが地域で生活しながら専門教育を受けることができるということである。家庭から遠く離れた寄宿舎で生活しながら専門教育を受けなければならないことや、近くに養護学校がありながら、障害が違ふということで、遠く離れた別の学校に通学しなければならないことは避けるべきである。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
47	中央部への分校設置について	1	高知市にもうひとつ小学部から知的障害特別支援学校を設置していただきたい。	<p>高知市を校区として、小・中・高等部を設置した一貫教育を行っている知的障害特別支援学校は4校あります。そのうちの2校には寄宿舎が設置され、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導及び支援が行われています。これらの学校では、高等部の生徒が全体の半数を占め、中学校特別支援学級等からの進学者が多くなっています。</p> <p>このことから、今回新たに設置する分校は、原則として、地域の中学校から高等部への進学を希望する生徒を対象とした、職業教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置いた学校とすることとしています。</p> <p>さらに、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念を実現し、多様なニーズに応じ、高知県における特別支援教育を牽引する特色ある学校を目指していきます。</p> <p>高知市内に小・中・高等部を設置した一貫教育を行う特別支援学校を新たに設置することについては、今後の特別支援教育の動向や対象となる児童生徒数の推移を的確に把握しながら、今後の再編計画で検討していきたいと考えます。</p>
48		2	高等部のみではなく、全学部を設置した学校が必要である。計画にある教育を実践するならば、高等部からでは遅く、卒業後の生活を見据えた小・中・高一貫した教育の場が必要である。	
49		3	子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、卒業後の生活も見据えた小・中・高等部の一貫した教育を受けられる学校を高知市に設置していただきたい。	
50		4	日高養護学校分校について、高等部の入学生徒の増加による対応は理解できるが、知的に重度の障害のある子どもは早くからの一貫した指導が不可欠である。新設を考えるならば、小学部から設置しどの年齢の児童にも広く選択肢を与えるべきである。	
51		5	知的障害と聴覚障害の子どもが共存していけるのであれば、小学部の子どもだったらまだ交流がしやすい、高等部の体格の大きな知的の子どもの行動は恐怖にも感じたりするのではないか。専門性の重要な時期で、学校教育から社会への出口(高等部)になって一緒にするのはではなく、入り口の段階でなら共存できると思う。	
52		6	ろう学校の一部空いている所に、知的障害の学校の一部を置くのではなく、人口の多い高知市にしっかりとした知的障害専門の特別支援学校を設立する必要がある。	
53		7	日高養護学校の分校を高知市内に設置することは、市内に在住する知的障害のある生徒が地域で教育を受けることができるようになり、大変良い方向にむかっていくことになる。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
54	ろう学校の機能の充実	1	分校設置であれば、①専門的な知識のある教師を入れる②ろうの生徒の手本となるようにろうの大人を先生として入れる③問題が起こったときの対応の責任の所在を明らかにするを踏まえ慎重に進めていく必要がある。	言語の習得やコミュニケーションなどに配慮した聴覚障害の専門性を確保することは大切なことです。また、高知ろう学校においては、聴覚障害とその他の障害を併せ有する重複障害の子どもも在籍しており、教育内容が多様化しています。このことから専門性のある教員を配置することと併せて、児童生徒の安全管理面に十分配慮した教育環境の整備に努めてまいります。
55		2	ろう学校にろう者の教員及び職員を採用する必要がある。	本県では、障害のある方を対象とし、教員採用試験や実習助手、寄宿舎指導員採用選考審査を実施しています。 また、高知ろう学校では、卒業生が期限付実習助手や非常勤寄宿舎指導員として勤務している実績もあります。
56		3	ろう学校の空いた教室は聴覚障害のセンター的役割を果たすべき施設、例えば盲学校にあるルミエールサロンのように聴覚障害者のための情報提供センター等、総合的な相談や支援機能を持つ場所にしてはどうか。	特別支援教育制度では、特別支援学校の役割として、地域のセンター的機能を持つことが位置づけられ、地域の小中学校等で学ぶ、障害のある児童生徒に対する支援の充実を図ることとされています。高知ろう学校においては、就学前の乳幼児の教育相談や、卒業後におけるアフターケアなど、聴覚障害教育のセンター的機能の充実を図ってまいりまして、県教育委員会事務局としても、その取組を支援してまいります。
57		4	聴覚障害者のあらゆる相談に対応できるセンター的機能を持つ場を併設する必要がある。	
58		5	ろう学校内にデイサービスセンターなどの機能を取り入れてはどうか。	
59	6	ろう学校の職業教育について「介護科」を作って、介護福祉士の資格を取得できるようにしたらどうか。	高知ろう学校においては、職業科の専門教員を配置し、自動車塗装科や理美容科等で職業教育の充実を図ってまいりました。平成19年度には、幅広い進路への対応や社会参加と職業自立を目指すため、高等部、専攻科の学科改編がなされました。今後も、新たな科目の検討を含め、生徒の適性や進路希望等に応じた職業教育の充実に向けて、学校を支援してまいります。	
60	肢体不自由教育の充実	1	高知若草養護学校の教育水準を維持増進するため、障害保健福祉課と教育委員会との連携のもと、施設設備の整った充実した療育福祉センターと学校ができることを強く要望する。	在籍する子どもの障害の重度重複化が進む肢体不自由特別支援学校においては、保健・医療・福祉など、関係機関との連携が不可欠ですので、今後も、緊密な連携のもと、子どもたち一人一人のニーズに応じた教育内容を充実してまいります。
61		2	療育福祉センターの充実は、肢体不自由教育において、切り離せない重要な内容である。教育行政が障害保健福祉課に積極的に働きかけ、連携を深めていただきたい。	
62		3	土佐希望の家分校と国立高知病院分校の通学保障について、予算をかけて送迎システムを作ってほしい。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
63	再編計画全体について	1	再編内容が具体的でありよく考えられたものだと思う。知的障害特別支援学校は、児童生徒数が大幅に増加し、特別教室等を転用して教室確保がなされてきたと聞いている。その解決を図ることは喫緊の課題といわれ続けていたが、やっと具体的提案がなされたと喜んでいる。	今回公表しました再編計画(案)は、「高知県における特別支援学校再編に関する検討委員会」の提言をもとに策定したものであり、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づき、教育条件を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を一層充実していくことを目的とした内容です。
64		2	多様な障害の子どもたちが教育を受けられる環境を整えることが、これからの特別支援学校には求められている。その意味で中芸高等学校、高知ろう学校への分校設置、中村養護学校への肢体不自由教育への教育対応は高知県における特別支援教育の大きな前進だと思われる。	
65		3	今回の委員会からの提案は、非常に具体的である。中村養護学校に肢体不自由を受け入れることを明確にし周知したことや、子鹿園分校に通学生を受け入れることなどである。特に、山田養護学校の分校を中芸高等学校に、日高養護学校の分校を高知ろう学校に併置し児童生徒増に対応したことは賛意を表す。	
66		4	知的障害養護学校は、多様な障害の子どもたちを受け入れており、環境面の整備は喫緊の課題だと言われてきていた。しかし、これまでは委員会としての対応は明確ではなかった。しかし、今回は障害児学校全体を見渡したうえでの提案であり高く評価する。	
67		5	この再編計画は曖昧な表現を使って、高知県内の特別支援学校を「障害種を特定しない学校」として再編していく可能性がある」と県民に示しているのと同じではないのか。	
68		6	今回の学校併置案が先駆けとなり、今後特別支援学校の統合計画が進められるのではないかと、高知県の基本方針といわれている「特定の障害に対応した学校設置」を継続していただきたい。	

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
69	再編計画全体について	7	<p>①高知市に寄宿舎のある小中高の特別支援学校を建設する。</p> <p>②安芸市近辺に寄宿舎のある小中高の特別支援学校を建設する。</p> <p>③室戸市近辺に②の分校を建設する。</p> <p>④高幡地区に寄宿舎のある小中高の特別支援学校(分校)を建設する。</p> <p>⑤特別支援学校の建設にあたっては、小中高に在籍する「発達障害」を有する児童生徒を視野に入れる。</p>	<p>①高知市を校区とする知的障害特別支援学校は国公立合わせて4校あり、すべての学校で小・中・高の一貫教育が行われております。そのうち、県立2校には寄宿舎も設置されています。今回新たに高知市内に設置する分校は、高等部のみの職業教育を充実させた特色ある学校とし、身近な地域の学校で専門教育を受けたいという、本人や保護者のニーズに応えるもので、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づいています。</p> <p>②③④身近な地域の学校で、専門教育を受けることができる教育環境を整備することは重要ですが、障害のある子どもたちの教育では、その障害の特性や発達段階に応じた教育効果をあげるために、一定規模の学習集団が必要だと考えます。このことから、新たな特別支援学校の設置については、これからの特別支援教育の動向や各地域における専門教育を必要とする子どもを的確に把握し、第二次以降の再編計画で検討していきたいと思っております。</p> <p>⑤特別支援学校の対象とする児童生徒の障害は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5つの障害であり、発達障害という状態だけでは、現行の制度において特別支援学校の対象にはなりません。小中学校、高等学校に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒については、それぞれの学校で適切な指導及び支援を行えるよう、特別支援教育の充実に努めてまいります。</p>
70	再編計画全体について	8	<p>県内各地のバランスのとれた学校配置と専門教育、地域教育の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県東部、西部、高知市東部・南部に特別支援学校(本校4校)を設置する必要がある。 ・さらに高知県東部・西部に特別支援学校(分校2校)を設置する必要がある。 ・居住地から3、40分の範囲に特別支援学校を配置する。 ・新たに設置する特別支援学校6校は小・中・高等部からなる学校とし、寄宿舎を併有する。 ・特別支援学級との二重学籍を前提とし教育課程を共有する。 ・高等学校、幼稚園に特別支援学級を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域の学校で、専門教育を受けることができる教育環境を整備することは重要ですが、障害のある子どもたちの教育ではその障害の特性や発達段階に応じた教育効果をあげるために、一定規模の学習集団が必要だと考えますので、新たな特別支援学校の設置については、これからの特別支援教育の動向や各地域における専門教育を必要とする子どもを的確に把握し、第二次以降の再編計画で検討していきたいと思っております。 ・身近な地域の学校で障害種に応じた専門教育を受けたいという、本人や保護者のニーズに応えることを大切に、学校の設置場所を検討してまいりました。従って、今回設置する特別支援学校については、寄宿舎の設置は今のところ考えていません。 ・地域の小中学校と特別支援学校との二つの学校に籍を置くことについては、他県でも実施されている例があり、今後は地域性や本人、保護者のニーズを把握しながら検討していきたいと考えています。 ・高等学校には特別支援学級を設置できることになっていますが、障害に対応する教育課程の編成はできません。また、幼稚園には、特別支援学級についての法的な位置付けがありません。しかしながら、発達障害等特別な支援を要する子どもたちが増えてきていることから、県教育委員会事務局では、各部署との連携をとりながら、一人一人のニーズに応じた支援を充実していく必要があると考えています。

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
71	再編計画全体について	9	<p>教育と医療、福祉、就労支援が連携した総合的発達保障の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知医療センターに医療型包括的発達障害児施設に対応する「総合療育福祉センター」を隣接して設置する。 ・併せて通所機能を持った「福祉型包括的発達障害児施設」を隣接して設置する。 ・県内の各福祉保健所圏域ごとに①福祉専門職②就労・生活支援専門職③発達相談専門職を特別支援学校に配置する等して、検診・保健・教育・医療・福祉・就労支援が総合的な連携の下で受けられる体制を圏域毎に整え、総合的な発達保障に向けた支援システムを構築する。 	<p>障害のある子どもの教育を充実していくためには、保健・医療・福祉との連携が不可欠ですので、今後も関係部局との話し合いなどを定期的に行っていきます。</p>
72		10	<p>特別支援学校を再編成することは、障害のある児童生徒のニーズに応えることであるという信念を持って推進していただきたい。</p>	<p>今後とも保護者や関係者のご意見をお伺いしながら、本県の特別支援教育の充実に努めてまいります。</p>
73		11	<p>再編後には、障害種別に関係なく、「いい学校ができたね」「良かったね」と親子で喜び合える学校を是非設置していただきたい。</p>	

4 質問その他

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
74	質問その他	1	平成17年度にとりまとめられた「高知県における特別支援教育の在り方について検討委員会」(審議のまとめ)から、この間の教育行政として、どのような具体化がされてきたのでしょうか。	県教育委員会事務局では、審議のまとめにある提言に基づき、平成18年度以降、高知ろう学校の学科改編、知的障害特別支援学校における自閉症のある児童生徒の適切な指導及び支援についての実践研究の推進、センター的機能の向上のための教員研修の体系化などについて順次具体化してまいりました。
75		2	知的障害児童生徒数の推移把握の遅れが、日高養護学校と山田養護学校の教育活動の困難性を招いている。	特別支援学校の再編については、県内全体の特別支援学校対象者の状況及び今後の推移をもとに、特別支援学校の管理職を交えた協議などを行ってまいりましたが、知的障害特別支援学校については、入学する児童生徒数が推計をはるかに上回り、教室数の不足や校舎の狭隘化などが生じました。 このことから、県教育委員会事務局では知的障害特別支援学校などの喫緊の課題を改善し、特別支援教育の一層の推進を図るため、今回の再編計画を進めているところです。
76		3	第一次(案)というのは、第二次もあるということなのか。	今回の再編計画(案)は、知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数の増加に伴う教室不足、校舎の狭隘化、また、肢体不自由特別支援学校の児童生徒の障害の重度重複化、多様化への対応など、喫緊の課題を解消し、特別支援教育の一層の推進を図るためのもので、第一次のものであります。視覚障害、聴覚障害、病弱特別支援学校等の課題については、第二次以降の再編計画として今後検討を行ってまいります。
77		4	障害者を管理するのを「合理的」に処理しないでいただきたい。	特別支援学校では、障害のある子ども一人一人の障害の特性や発達段階に応じたきめ細かな教育を行っております。今後も一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行い、適切な学校運営を進めてまいります。
78		5	子どもたち一人一人を大事にし、その全面発達を保障することを目標とする再編をめざすべきである。	
79		6	優先させるのは財政事情ではなく、子どもたちの教育である。	今回の再編計画(案)を策定するに当たり大切にしたのは、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づく今後の特別支援教学校の在り方です。当然県の財政事情から、費用対効果を検討する必要がありますが、障害のある子どもたち一人一人が学びやすい環境を第一に考え、必要な施設設備はしっかりと整備していきます。
80		7	学校の改修中どのような配慮をして子どもたちの教育環境を守っていただけるのか。	改修工事は、できるだけ長期休業中に行い、子どもたちの教育環境の妨げにならないよう配慮し、高知ろう学校の敷地内に別棟で併置する分校については、校舎改修などを年度に分け段階的に実施していく予定です。

通番	項目	No	意見の概要	県の考え方
81	質問その他	8	<p>高知ろう学校の施設内に日高養護学校分校として高等部ができるとのことだが、受け入れる子どもの入学基準はどうなっているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高養護学校の小学部・中学部に通学していた子どもが対象？ ・学校までの距離を考えて地域の子どもを優先？ ・知的障害の程度(重度・中度・軽度など)で分けられる？ ・定員までの希望者全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・日高養護学校の分校は、原則として地域の中学校から高等部への進学を希望する者を対象と考えています。 ・通学生のみを受け入れですので、公共交通機関等を利用しての自力通学や保護者などの送迎によって、自宅等から通学が可能な者を対象と考えています。 ・学校の教育課程については、事業所や官公庁などでの実習を多く取り入れた職業教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置いた内容にしたいと考えています。 ・毎年度の募集定員は16名(1学級8名)を考えています。
82		9	<p>知的障害児の重複障害率が6.6%と低い数字に驚くとともに、発達障害(自閉症)を障害として認めてないのではないか、自閉症も障害種別のひとつとして位置づけ、自閉症児に必要な環境・指導を充実する必要がある。</p>	<p>特別支援学校における自閉症のある子どもの在籍状況については、学校別調査を毎年度実施しており、各学校の状況を把握しています。県教育委員会事務局では、平成19～20年度に自閉症のある子どもの在籍が多い県立知的障害特別支援学校3校を研究推進校とし、実践研究を行うなど、適切な指導及び支援の充実を図っています。</p>

県東部への知的障害特別支援学校分校設置に関する説明会での保護者等関係者の意見

- 分校ではなく本校とし、他の特別支援学校と遜色のない学校を設置して欲しい。
- 知的障害のみではなく、肢体不自由など他の障害にも対応していただきたい。
- 高等部は、平成23年度に第2、3学年への入学は認められないのか。
- 山田養護学校に在籍する子どものうち分校校区の居住者は強制的に転校させられるのか。
- センターの機能に期待している、知的障害だけでなくあらゆる障害に対応してほしい。
- 中芸高等学校に在籍する特別な支援を要する生徒に対して、分校からの支援をいただきたい。
- 地域の医療や福祉などの関係機関との連携はどのようになるのか。
- 就学前から受けてきた支援を小学部で継続して実施できるような体制が必要である。
- 寄宿舍での教育も重要であるが、設置しないのであれば、スクールバスなどの通学支援の充実が必要である。路線などはどのように決めるのか。
- 卒業後の進路保障について、充実をしていただきたい。

県中央部への知的障害特別支援学校分校設置に関する説明会での保護者の意見

- 検討委員会では、学校名を挙げて具体的な審議をしていないにもかかわらず、再編計画（案）では唐突に高知ろう学校に分校を併置するとされた。事前に説明もなく、新聞報道で初めて知らされたことに憤りを感じる。
- 十分な話し合いを持ち、それぞれが納得した形で再編を進めるべきである。
- 高知ろう学校の他に、分校を設置することが可能な施設があるのではないか。
- 聴覚障害教育には、障害の特性に配慮した教育内容と教育環境が必要であり、知的障害の特別支援学校の分校を併置すると、今まで保たれてきた専門性が低下してしまう。
- 専門性が十分でない高知ろう学校において、知的障害を受け入れることは、さらに聴覚障害教育の専門性を低下させることになる。
- 静かな環境と専門教育が必要な高知ろう学校では、授業中に知的障害の生徒の活動が気になり、学習に集中できなくなる。
- 知的障害と聴覚障害の子ども同士が、コミュニケーションをとることは困難であり、そのことが要因となり、トラブルが発生することが予想され、安全管理面で非常に不安である。
- 幼稚部、小学部の幼児児童は、知的障害の高等部の生徒の存在に萎縮してしまうのではないか。
- 今後両校の児童生徒数が変動し、分校の児童生徒数が多くなれば、高知ろう学校の使用している施設や寄宿舍を知的障害の分校の生徒が使用することになり、実質統廃合と同じではないか。

特別支援学校再編計画（案）に関する説明に対する障害者団体からの意見

<知的障害者育成会>

- 関係者、県民の理解を得てスムーズに進めていただきたい。
- 知的障害特別支援学校の狭隘化は喫緊の課題であり、早急な対応をしていただきたい。
- 知的障害特別支援学校分校の開校は平成23年度だが、平成22年度についても何らかの対応が必要ではないか。

<聴覚障害者協会>

- 再編の進め方について、事前の話し合いが十分でなかったのではないか。今後も話し合いを継続し、出された意見を大切にしていける必要がある。
- ノーマライゼーションは障害者同士を一緒にすることではない。
- 聴覚障害の専門性が十分でない高知ろう学校に知的障害を入れるのは困る。
- 聴覚障害者の教員を高知ろう学校に配置し、子どもたちに良い手本を示すことが大切である。
- 高知ろう学校に聴覚障害者へのあらゆる情報が提供できる支援センターを設置していただきたい。

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】 新旧対照

頁	項 目	成 案	案
1	目次	高知県立特別支援学校再編計画【第一次】策定に当たって ＜資料＞を挿入	— —
2	高知県立特別支援学校再編計画策定に当たって	1 ページ分挿入	—
5	Ⅱ 特別支援学校の現状と課題 1 概況	データの 日付	(平成21年5月1日現在)
		欄外の※ 印	(削除) ※ 中村養護学校幡多希望の家分校は、中村養護学校本校に統合しました。 ※ 国立高知病院分校は、 <u>同病院に入院している病弱者にも対応していますが平成21年度(5月1日現在)の在籍はありません。</u>
6	2 現状と課題 (1) 知的障害特別支援学校	山田養護学校	<p>＜課題＞ 近年、在籍児童生徒数が急増し、本年度(平成21年5月1日現在)は前年度に比べ20名増の166名にまで増加しました。このため、教室不足や校舎の狭隘化が進むなど、教育条件の改善が早急に対応しなければならない課題となっています。 また、<u>安芸市、室戸市及び安芸郡内に自宅のある児童生徒が、約40名在籍していますが、この子どもたちは、県東部に特別支援学校がないため、遠距離通学や寄宿舎での生活を送っています。</u></p> <p>＜課題＞ 近年、在籍児童生徒数が急増し、本年度(平成21年5月1日現在)は前年度に比べ20名増の166名まで膨れ上がりました。このため、教室不足や校舎の狭隘化が進むなど、教育条件の改善が早急に対応しなければならない課題となっています。 また、<u>県東部に特別支援学校がないために安芸市、室戸市及び安芸郡内の児童生徒が約40名在籍していますが、この子どもたちは遠距離通学や寄宿舎での生活を余儀なくされています。</u></p>

7	(2) 肢体不自由特別支援学校	高知若草養護学校	<p><現状> 県内全域を校区とする肢体不自由特別支援学校で、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。</p> <p>自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のために高知市2コース、須崎市方面及び日高村方面各1コースの計4コースでスクールバスを運行しています。平成20年度は在籍児童生徒の約86%が重複障害のある児童生徒となるなど、近年、在籍児童生徒の障害の重度重複化が進んでいますが、この中には、緊急的な医療対応が必要な児童生徒も含まれており、医療機関が近隣にないため緊急時の搬送など、その対応が課題となっています。また、全体の約81%の児童生徒が定期的に療育福祉センターでのリハビリテーションを受けています。</p>	<p><現状> 県内全域を校区とする肢体不自由特別支援学校で、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。</p> <p>自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のために高知市2コース、須崎市方面及び日高村方面各1コースの計4コースでスクールバスを運行しています。平成20年度は在籍児童生徒の約86%が重複障害のある児童生徒となるなど、近年、在籍児童生徒の障害の重度重複化が進んでいますが、この中には、緊急的な医療対応が必要な児童生徒も含まれており、医療機関が近隣にないため緊急時の搬送など、その対応が課題となっています。また、全体の約58%の児童生徒が定期的に療育福祉センターでのリハビリテーションを受けています。</p>
---	-----------------	----------	---	---

8	<p>Ⅲ 特別支援学校再編計画の概要</p>	<p>1 背景</p>	<p>平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念のもと特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。</p> <p>この特別支援教育が推進される中、本県では、県中央部の県立知的障害特別支援学校における児童生徒数の急増や、肢体不自由特別支援学校における在籍児童生徒の障害の重度重複化、また、肢体不自由児施設に手術、リハビリテーションを受けるために入所する児童生徒の義務教育を保障する目的で設置されている分校の児童生徒数の急減等の新たな課題が生じています。</p> <p><u>これらのことから</u>、学校規模の適正化や一人一人のニーズに応じた教育の充実といった観点から、特別支援学校の再編が必要となっています。</p>	<p>平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念のもと特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。</p> <p>この特別支援教育が推進される中、本県では、県中央部の県立知的障害特別支援学校における児童生徒数の急増や、肢体不自由特別支援学校における在籍児童生徒の障害の重度重複化、また、肢体不自由児施設に手術、リハビリテーションを受けるために入所する児童生徒の義務教育を保障する目的で設置されている分校の児童生徒数の急減等の新たな課題が生じています。<u>このことから</u>、学校規模の適正化や一人一人のニーズに応じた教育の充実といった観点から、特別支援学校の再編が必要となっています。</p>
---	------------------------	-------------	---	---

8	Ⅲ 特別支援学校再編計画の概要	2 基本的な考え方	<p>本県の特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づき、特別支援学校の一層の充実を図ります。 ・本県の特別支援教育を牽引していく時代の流れにあった特色ある学校を設置していきます。 ・効果的な教育活動を行ううえでの学校規模の適正化を図るとともに、児童生徒や保護者のニーズに応じた教育活動を展開します。 ・県東部及び県西部の特別支援学校については、東西に広い地理的特性等を踏まえ、複数の障害に対応するなど、新たに創設された特別支援学校の制度を本県の実情に応じて活用していきます。 	<p>特定の障害に対応した学校の設置を基本とし、新たに創設された特別支援学校の制度を、本県の実情に応じて有効に活用するとともに、効果的な教育活動を行ううえでの学校規模の適正化及び児童生徒や保護者のニーズに応じた特色ある教育の展開等の観点から、再編計画を策定します。</p>
---	-----------------	-----------	--	--

8	Ⅲ 特別支援学校再編計画の概要	3 再編整備の主なねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童生徒ができるだけ身近な地域の学校に就学できるようにします。 ○安全で行き届いた教育を保障する教育環境を整備し、学校規模の適正化を図ります。 ○既存の学校の専門性や施設・設備を活用して、特定の障害に専門的に対応する特別支援学校を設置します。 ○職業教育の充実及び関係機関との連携に基づく移行支援の充実を進めます。 ○特別支援学校を地域における特別支援教育のセンターとして機能を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童生徒ができるだけ身近な地域の学校に就学できるようにします。 ○安全で行き届いた教育を保障する教育環境を整備し、学校規模の適正化を図ります。 ○既存の学校の専門性や施設・設備を活用して、特定の障害に専門的に対応する特別支援学校を設置します。 ○職業教育の充実及び関係機関との連携に基づく移行支援の充実を進めます。 ○特別支援学校の地域における特別支援教育センターとしての機能を充実します。
		4 再編整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の県立特別支援学校11校を、将来的には12校の特別支援学校に再編整備します。 ○平成22年度から23年度の2年間で第一次再編期間に位置づけ整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の県立特別支援学校11校を、将来的には12校の特別支援学校に再編整備します。 ○平成21年度から23年度の3年間で第一次再編期間に位置づけ整備を進めます。
9	Ⅳ 特別支援学校再編の実施計画 1 知的障害特別支援学校の再編 (1) 分校の新設 【山田養護学校分校】		開校予定年度	実施予定年度
			定員	予定募集定員
		定員	<p>小中学部は全学年とも対象者全員 高等部については、第1学年若干名の募集 ※ 但し、山田養護学校本校からの転入者は全学年</p>	<p>各学部全学年若干名 ※ 山田養護学校本校及び小・中学校からの転入も含みます。</p>

9	【日高養護学校分校】		開校予定年度	実施予定年度
			募集定員	予定募集定員
		募集定員	第1学年16名(第1学年2学級 ※1学級8名)	第1学年2学級(1学級8名)
		特色	○高知ろう学校敷地内へ別棟による併置 ○聴覚障害、知的障害が連携した教育と相談の充実	○高知ろう学校施設内併置 ○聴覚障害、知的障害の部門が連携した教育と相談の充実
	(2) 複数の障害に対応する特別支援学校【中村養護学校】	定員	定員	予定募集定員
	定員	小中学部は全学年とも対象者全員 高等部については、第1学年若干名の募集	全学年(若干名)	
10	2 肢体不自由特別支援学校の再編		高等部の設置及び通学生の受入	通学生及び転校生の受け入れ
		設置学部	小学部、中学部、高等部(平成23年度から)	小学部、中学部 ※平成23年度から高等部を設置
			定員	予定募集定員
		定員	小中学部は全学年とも対象者全員(平成22年度から) 高等部については、第1学年若干名の募集(平成23年度から)	各学部第1学年若干名 ※ただし、高知若草養護学校本校からの転入は全学年
		特色	○通学生及び本校からの転校生の受入 ○高等部の新設(平成23年度から) ○療育福祉センターと連携した自立活動の充実 ○地域のニーズに応じた専門的な教育の実現	○通学生の受け入れ ○療育福祉センターと連携した自立活動の充実 ○地域のニーズに応じた専門的な教育の実現

10	3 再編の進行計画	高知若草養護学校 (肢体不自由)	○子鹿園分校に本校を移転し、子鹿園分校と統合の <u>う</u> え、子鹿園分校を本校とすることについては、 <u>関係部局と連携のもと、</u> 長期的展望に立って検討していく。	○子鹿園分校に本校を移転し、子鹿園分校と統合し、子鹿園分校を本校とすることについては、 <u>隣接する療育福祉センター全体の今後の施設機能の方向性が決まった段階で、関係部局と協議するなど、</u> 長期的展望に立って検討していく。
	欄外		<付帯する事項> 高知ろう学校については、敷地内に日高養護学校分校を設置するが、複数の障害には対応せず、専門的な聴覚障害教育を存続させるとともに、聴覚障害教育のセンター的機能の充実を図るものとする。	—
11	4 第一次再編機関における県立特別支援学校の状況 (1) 平成22年度	7 同 子鹿園分校備考欄	通学生及び本校からの転校生の受入	本校からの転校及び通学生の受入
	(2) 平成23年度	9 同 子鹿園分校備考欄	高等部の <u>新設</u>	高等部 <u>設置</u>
12 ～ 18	資料		資料を添付	—